

深澤和子著『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』を読む  
(東信堂 2003年 173頁)

—深澤和子さんの追悼にかえて—

岩田正美

はじめに

学会ニュース等でお知らせしたように、深澤和子教授は、2年間にわたる闘病の末、昨年7月26日に逝去された。社会福祉学科の学生・院生へのこれから本格的指導に期待していただけに、無念の一語につきる。同僚として過ごした期間はほんとうに短いものであったが、互いに大学院生であった20代からの古い友人であったこともあって、亡くなった後も、若い頃一緒に行った調査の数々や旅行先でのエピソードなどの古い記憶がまるで万華鏡のように蘇っては消えた半年であった。

追悼文ということになれば、それらの古い記憶をたぐり寄せて、彼女のとなりを記しておくのも良いかもしれない。が、ここでは敢えてそれを避け、福祉国家形成史とジェンダー研究に取り組んだ研究者としての彼女の最後の著作『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』(東信堂 2003年 173頁)を書評の形で取り上げてみたい。それは研究者としての深澤さんへの私の敬意の表明であり、また研究者というものは結局このような著作によって世に残っていくものだ、ということを示すことに彼女なら同意してくれるだろうと考えたからである。

とはいって、私はジェンダー研究には門外漢であって、評者としてふさわしいとはいえない。また病気と闘いながらこの著作をまとめる途上で、「書けないよね」と情けなさそうに私に漏らした声がまだ耳に残っているので、冷静にこれを読めたかどうかの自信はない。だが、本学会の会員の少なからぬ人々がジェンダー研究に関心を持っているだろうこと、私の拙い書評がそれらの人々にこの著作を企んだ深澤さんの意図を伝達し、それらの人々の何人かがこれを批判的に継承発展させるささやかな契機となることを願って、不十分な評者の役割を果たしたいと思う。

1 深澤和子さんの研究と『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』

深澤和子さんは、慶應大学経済学部の出身であるが、労働問題研究者であった黒川俊雄先生のゼミ生として学び、同大学院へ進学した。進学にあたっては、当時助手であった松村高夫(現・慶應大学教授)さんなどの勧めがあったと本人から聞いたことがあるから、積極的に問題意識を持った学生だったのだろう。もっとも、多くの女性研究者の例に漏れず、彼女もなかなか適当な就職口が見つからなかったから、研究者などを選ばず、高校の教師になればよかつ

たかなあとよくこぼしていた。彼女は教職免許をもっていたが、私は持っていないから、私としては彼女の高校教師への転職には断固反対した記憶がある。

それはさておき、深澤さんの研究者としてのスタートは労働問題研究であり、とくに賃金論であった。しかし早くも彼女の関心は年金制度に向けられ、年金の本質を賃金論から論じた論文を書いている。他方、経済的な問題もあって深澤さんは大学院時代から財團法人・国民経済研究協会で地域経済調査にも関わった。それは主として国民金融公庫や東京都労働経済局から委託された小零細企業調査であったが、これを取り仕切る永山利和さん（現・日本大学教授）が彼女のゼミの先輩なのであった。実は私も江口英一先生の紹介で同じ仕事にありつき、したがって小零細企業調査という、畠違いの分野の調査員として働き始めたというのがそもそも深澤さんと知り合ったきっかけであった。

ここで小零細企業調査に熟練した我々は、江口英一先生や池田正孝先生が中央大学経済研究所で行った一連の農村地域の小零細工業調査（日立市や諏訪市）にも動員された。大阪に就職した私は途中離脱したが、深澤さんはこれらにも深く関わり、日本の中小零細企業と労働の実態をさまざまな角度から見ることになった。後に述べるように、彼女のジェンダー研究が理論の上滑りにならず「深い」のは、一つにはこのような若い頃の実態調査の経験が実を結んでいるのではないかと思う。

その後、深澤さんは阪南大学に就職し、またパートナーの深澤敦さん（現・立命館大学教授）からの影響もあってか、社会史の手法を用いた福祉国家形成史の研究に大きく方向を変えていった。もちろん年金制度に焦点があてられていることには変わりがないが、研究手法はまったく異なる。しかも対象となったのはイギリスの1908年無拠出老齢年金法の成立過程であった。1990年には阪南大学から海外研修制度を利用して、ロンドン大学の博士課程に籍を置いた深澤さんは、パット・セイン教授の指導の下に、いよいよ本格的にこの研究に乗り出し、帰国後1996年に博士論文 *Voluntary Provision for Old Age by Trade Unions in Britain before the Coming of the Welfare State: The Cases of the Amalgamated Society of Engineers and the Typographical Association* を提出して博士号を取得した。この間私はたまに会うぐらいで詳しいことは知らないが、ロンドン大学では昼に学食でランチをしっかり食べ、夜はビスケットと紅茶ぐらいで勉強ばかりしていたこと、大学図書館でウェップの原稿を見つけたときの興奮、ゼミでの議論の後のパブでの楽しいひととき、など充実した研修生活の一端を聞いたことがある。

深澤さんの福祉国家とジェンダー研究は、実はこのイギリス研究の副産物とも言うべきものである。この間の事情はここで取り上げる『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』のあとがきに詳しいが、おそらくはこの分野でのジェンダー研究が豊かに花開きつつあった当時のイギリスに滞在していたことが最も大きな影響を与えたのではないかと思う。私たちの共通の友

人であった木本喜美子さんが女性労働論の専門家ということもあったかもしれない。いずれにせよ、深澤さんと木本さんは「ジェンダー・ワークショップ」を立ち上げ、1998年春の社会政策学会ジェンダー部会で本格的に日本でのこの議論を行っていくための基礎的視角を検討したのであった。深澤さんはこの中でイギリスのフェミニスト福祉国家研究にならいつつ、福祉国家のジェンダー分析の研究史をあざやかに描いて見せた。私もこの部会には参加し、久しぶりに彼女の報告を聞いたが、新しい彼女の研究に瞠目したものである。これは日本でともすれば表層的に摸取された「ジェンダー視点」という見方、あるいはジェンダーによる福祉国家批判を、もっと深い、彼女の言葉で言えば、「人間解放の潜在力の顕在化」にむけて再構築していく方向へ転換させていく必要性を強調するものであった。

本書『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』は、やや長くなったが、以上のような深澤さんの研究の軌跡の中で生み出されたいくつかの論稿を一貫性のあるものとして書き直し、まとめなおしたものである。

## 2 本書の構成と内容

フェミニストによる福祉国家批判の出発点にあるのは、福祉国家の青写真を描いたことで戦後の多くの福祉国家に影響を与えた、いわゆるベヴァリッジ・プランのモデルとなったジェンダー関係、「男性＝稼得者、女性＝被扶養の家族世話係」である。福祉国家のジェンダー分析は、このジェンダー関係への批判として展開され、次第に福祉国家の変革とジェンダー関係の平等化を同時に達成していくための戦略の必要性を提起するようになる。したがって、議論の焦点は、福祉国家が、そのままではジェンダー関係を先のモデルのまま固定してしまうという批判だけではなく、福祉国家の変革はジェンダー関係の平等の達成なしにはありえないという論拠、あるいは両者を同時達成するためにどのような戦略が効果的かを検証していくところにあろう。

深澤さんは本書で、上のベヴァリッジ・プランにおけるジェンダー関係の意味と各国の福祉国家が同様のジェンダー関係を規範モデルとしたことに言及した後、三つのパートに分けて論じている。第一部は、「福祉国家のジェンダー分析の到達点と課題」と題されたフェミニストによる福祉国家研究の研究史である。1970年頃より開始されたフェミニストによる福祉国家批判が90年代より、上に述べたような福祉国家の変革とジェンダー平等の同時達成戦略の提起へと転換していくことを多くの文献によって跡づけ、とりわけダイアン・セインズベリを丹念に読み込むことによって、ジェンダー分析を織り込んだ比較福祉国家論の優位性を解き明かしている。ここでは、「男性＝稼得者、女性＝被扶養の家族世話係」の対極に「男女が共に稼得者であり世話係である」ジェンダー関係が付置されるが、深澤さんはこの転換は、たとえば介護手当がこの転換をもたらす方向に作用したり、旧来のジェンダー関係を強化するように作用す

ることもあり、そう単純ではないことを指摘している。社会史研究者らしく、転換は「プロセスをへて形成されるもの」であることを注意深く付け加えているのである。

第二部、第三部は、このようなプロセスを、女性労働政策の分野と、社会保障分野でのジェンダー関係の戦略を素材として、アラン・シーロフの国際比較の手法を批判的に摂取しつつ、実証的に検討したものである。まえがきに述べているように、深澤さんは第二部の女性労働政策分野の分析には「成功した」と自信をみせており、他方第三部の「不十分性は否定できない」と書いている。この部分は女子大学へ赴任したころから意欲を見せていたので、まだこれからやりたかった部分なのだと思う。研究史に終わらず、日本での実証研究、あるいは国際比較につなげることは、先の「ジェンダー・プロジェクト」の課題であったのだろう。

第二部で論述されている女性労働分野におけるジェンダー平等戦略は、ILOを中心にかなり進んでおり、各国の共通認識となっているが、この戦略の動向をふまえて、特に第4章では「M字型就労サイクル脱却」を労働分野でのジェンダー平等の一つの指標として、OECD資料を使った国際比較を行っている。スカンジナビアとフランスのグループ、アメリカ、カナダ、イギリスのグループとの比較で、日本がM字カーブを脱却できないことを示し、その原因を日本の社会政策の限界に求めている。ここでは、53頁にある男女別の就業構造の比較が秀逸であると思う。スカンジナビア諸国は福祉国家的動員による女性の福祉部門への集中が顕著であること、アメリカ、イギリスは男女の産業間レベルでの混合が進んでいること、これらに対して日本では製造業シェアが依然高く、また農業や小売、飲食店などのサービス部門での女性の就業が高いことを指摘して、日本とスイスを同類にみなす類型論への的確な反論となっている。なお、この就業構造については、補論2の「日本の女性労働の特徴」にさらに詳しい展開があり、144頁に「農村地帯の農家女性労働力を背後に控えた電機機械産業など輸出主導型の労働集約的産業構造」などの検討が日本の場合には必要だという指摘がある。このあたりは、1で述べた深澤さんの初期の調査研究に裏付けられた鋭い観察といえよう。

第三部の中心は、高齢者ケアを代表とするアンペイド・ワークにおけるジェンダー平等をどのような戦略によって克服するかということにある。深澤さんが慎重になっているように、この問題は労働分野に比べてきわめて難しい問題を含んでいる。なぜならアンペイドワークへの社会的給付の導入は、女性=家族の世話係という役割を固定・強化する可能性があるからである。深澤さんはこれを、過渡期の問題と位置づけ、要介護者への給付であれ、介護者への給付であれ、給付水準の向上や社会権の充実を深めていけば、そこに解決の道が拓かれると結論づけている。

### 3 いくつかの疑問と私たちの課題

本書は、ジェンダーによる福祉国家の比較研究に基づくジェンダー平等と福祉国家改革を目

指した、野心的で骨格の大きな研究である。しかも深澤さんの特徴は、文献をよく読みこなし、また制度を歴史的なプロセスの中で、変化するもの、変革しうるもの、として扱っていることである。一方的なジェンダー視点による福祉国家批判を廃して、同時に福祉国家がジェンダー平等を実現する条件を作り出しうる可能性を描き、またある制度がジェンダー平等にも不平等にも作用する可能性を指摘していることは、社会科学を志す者が注意すべき重要な点であると思う。私のように、ただ地べたを這って細かいことをほじくり出し、しかもペシミスティックな結論をだしてきた者からみると、うらやましいような本格研究である。

とはいえる、読み違えを恐れずにいえば、いくつかの疑問もある。もう答えることのできない著者に疑問を投げかけることはフェアではない。けれども書評の常套的方法を踏襲して、あえていくつか疑問を感じた点を提示してみたい。それはむろん、私たちが答えるべき課題なのであるが。

第一部のフェミニスト福祉国家研究史は深澤さんの最も大きな功績の一つである。それゆえ、この部分はもっと詳しい解説、紹介があってもよかつたのではないかと思う。またいくつかの概念についても、いかにも完全主義の深澤さんらしく、日本の研究者の読み違えを指摘しているが、たとえばシーロフの「女性の労働願望」という指標は門外漢にはわかりにくい。これは深澤さんの第二部の分析とも関わるので、もうすこし丁寧な解説があったらなあと残念であった。

第二部に関しては、国際比較をする場合の国の選択の根拠である。OECDの資料的制約なのか、元になったシーロフの選択にあわせているのか、別の理由があるのか、元の資料を知らない者にはわかりにくい。たとえば、フランスがあってなぜドイツやオランダが取り上げられていないのか？他方、第三部では例示であろうがケアワークへの給付に関してはドイツはむろん取り上げられている。

もう一つの点は、女性の就業構造の時系列変化を国際比較する場合、サービス化が一つの焦点となるが、オイルショックを契機として工業化社会からサービス化社会へ転換を図った欧米に比して、日本は唯一不況を逃れ、バブル経済の中でこの転換を引き延ばしたと言われている。この点は女性の就業構造へどのようなインパクトを与えただろうか？フェミニスト・アプローチは女性の就業構造に対して、経済要因だけではなく社会政策の影響を主張するわけであるが、この二つの要因をどのように区別しながら議論するかは課題であろう。

なお、先の「女性の労働願望」とも関わって、女性をもっと主体的なアクターとして描定したとき、この就業構造変化はどのように解釈されるだろうかと、本書を読みながら考えた。ここでは、女性はやや受動的な描かれ方をしていないだろうか？

第三部のケアワークを、深澤さんはあえて高齢者ケアに絞ったわけであるが、この点について深澤さんは児童養育と成人介護を区別した方がよいと指摘している（81頁）その理由は、児

童養育が親・子関係に集中するのに対して、後者は夫・妻関係を含むとしている。しかしこの点はあまり説得力はもたないのでなかろうか？児童養育こそがむしろ子を介した夫と妻の平等関係を単純に示すように思う。また児童養育は先のM字カーブとの関係を明確に示すものもある。高齢者介護の場合は、夫婦の相互の親、また兄弟姉妹関係の中にジェンダー関係はかなり複雑に投影されてくる。その意味でこの問題はベヴァリッジが描いたようなジェンダー関係よりもっと複雑な家族における男女の規範を下敷にした政策が存在しているのではなかろうか？

最後に、上記の点にも関わって、ジェンダー分析の大前提である「男＝稼得者、女＝被扶養者、家族の世話係」という規範そのものと、実際にそのような分業がどれほどの期間、どのような階層で現出していたのか、という点である。この政策規範は、ある程度の実態の反映を受けて出現したのか、それとも、現実との乖離がありながら、あえて持ち込まれたのか？深澤さんも指摘しているとおり、日本における農林漁業や自営業における家族従事者の重要性や、下層労働者世帯における女性の稼ぎの重要性が現実に存在し続けていたのだとすると、社会政策の依つたつ価値規範はどこから来たのかという疑問に突き当たる。深澤さんは、ベヴァリッジのジェンダー関係は「普遍的」に各国に貫かれていたとはい、それは「同じ力をもって貫き具体化してきたわけではなく、個々の制度制度の成立事情やその推進力などに規定されて濃淡があることは論を待たない」と述べている。日本の場合、どうだったのだろうか？深澤さんにそれを解き明かしてもらいたかった。

以上は、門外漢の読後感にすぎないが、ジェンダーや福祉国家の政策に興味のある会員の方々には、ぜひ本書を熟読されて、深澤さんがジェンダー分析にこめた意図や、研究方法の精緻さを読みとっていただきたい。また社会福祉分野の政策やサービスをジェンダー分析で行う場合は、さらに精緻な枠組みが必要であることを指摘しておきたい。なぜなら、福祉国家が一般的に予定していた「男＝稼得者、女＝被扶養者、家族世話係」のモデルが壊れたところの多様な問題を社会福祉は主に拾ってきたからである。しかし、そこにさえこのジェンダー関係が規範として貫いているのだとすると、その具体的な有り様と、そこから脱却する戦略を模索することこそ、現代社会福祉の課題といえよう。